

マージン率等の情報提供資料

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づく、マージン率等についてお知らせいたします。
実績表示期間（2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日）

1. 派遣労働者数 : 4 2 名
2. 派遣先事業者数 : 4 社
3. マージン率 : 2 1 %
 (労働者派遣の料金※1 日 8 時間あたりの平均額 11,760 円)
 (派遣労働者派の賃金※1 日 8 時間あたりの平均 9,280 円)
4. 教育訓練・キャリア形成支援制度に関する事項
 ・安全衛生教育・就業前教育・キャリアアップ教育
5. 労使協定締結に関する事項
 ・全ての労働者を対象として締結有り（2026 年 9 月 30 日迄）

◎ マージン率に含まれるもの

・事業主負担分社会保険料（健康保険／厚生年金／雇用保険／介護保険／労災保険など）・派遣労働者交通費・一般健康診断費用・派遣労働者が取得する年次有給休暇の賃金・派遣労働者の教育研修費用・会社運営における営業費や人件費その他事業費・営業利益